

新生児等聴覚検査のご案内(令和8年度)

東京都内の契約医療機関で新生児等聴覚検査を受ける方へ

- 1 「新生児聴覚検査受診票（生後 50 日まで有効）」により検査費用の一部を公費負担（3,000 円）しています（差額は自己負担）。
新生児聴覚検査は、生まれてすぐ、赤ちゃんが眠っている間に聴覚障害がないかを調べる検査です。なお、初回検査で、再検査が必要となった場合は、自己負担となります。
- 2 出産される分娩施設で、聴覚検査を受ける場合は、施設の窓口で「受診票」を提出してください。分娩施設で検査が受けられない場合は、都内契約医療機関で生後 50 日までに検査してください。他院出生児の新生児聴覚検査が可能な医療機関は、東京都のホームページに掲載しています。市内では、公立福生病院（要予約 042-551-1111）となります。
- 3 東京都内で発行した受診票は、都内の契約医療機関のみでの使用となります。里帰り出産などで、他道府県の医療機関で検査する場合は、受診票を使用できません。検査費用をお支払いただき、下記の「里帰り出産等をされる方へ（新生児等聴覚検査費助成金のご案内）」をご参照ください。

里帰り出産等をされる方へ（新生児等聴覚検査費助成金のご案内）

福生市に住所がある新生児等（生後 50 日まで）が、里帰り出産等のために市が交付している「新生児聴覚検査受診票」を使用できない医療機関で受診をした新生児聴覚検査に対し、助成金を交付します。

【対象者】

- (1) 契約医療機関以外で、お子さんが新生児聴覚検査を受診した保護者
- (2) 新生児聴覚検査日において、市内に住所を有する保護者
- (3) 福生市の保健指導票の交付を受けていない保護者



【申請方法】

助成対象となるお子さんの出生日から 1 年以内に、「新生児等聴覚検査費助成金交付申請書」に必要書類を添えて、こども家庭センター（保健センター 2 階）で申請してください。

【必要書類】

- (1) 新生児聴覚検査受診記録が記載されている母子健康手帳
- (2) 医療機関が発行した聴覚検査を受診した旨が明記された領収書・明細書（原本）
- (3) 未使用の受診票
- (4) 保護者の本人確認ができるもの（マイナンバーカードや運転免許証等）
- (5) 保護者名義の口座の通帳（ゆうちょ銀行は、口座振替用の口座番号が印字されたもの）

【新生児聴覚検査助成限度額】 3,000 円